

議案第七十六号

小河内地区農業用排水施設整備事業の経費の賦課基準並びにその

徴収の時期及び方法について

次のとおり小河内地区農業用排水施設整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和四十九年六月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年六月拾貳日 承認

三朝町議会議長 牧田 禎



例に於て。

五 後収の方法 金銀とて、三朝町税例、三朝町参例、第十五年三朝町参例、第十八号(八)

四 後収の母題 昭和三十五年三月三十一日、昭和三十四年三月三十一日

三 後収の理の算 昭和三十四年九月二十二日、昭和三十四年三月三十一日

二 後収の算 昭和三十四年三月三十一日、昭和三十四年三月三十一日

一 後収の算 昭和三十四年三月三十一日、昭和三十四年三月三十一日

昭和三十四年三月三十一日、昭和三十四年三月三十一日